

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの期間及び50年11月から51年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで
② 昭和50年11月から51年4月まで

申立期間の国民年金保険料について、日本年金機構から納付事実が確認できない旨回答があった。私は、新聞、ラジオ等で国民年金保険料を納付することは国民の義務であり、将来のために納付しなければならないと分かっていたので、申立期間の保険料は、毎月、自分で納付した。また、自分で納付できないときは母に納付してもらった。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料は、毎月、自分で納付していた。また、自分で納付できないときは母に納付してもらっていた。保険料の納付場所は、A市役所、同市内のB局、C銀行、D銀行、E信用金庫で納付した。」と主張している。

しかしながら、A市が発行した昭和55年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書により、申立期間①及び②当時の国民年金保険料は、いずれも3か月分をまとめて納付する期別納付方法であったこと、及び保険料の納付場所にB局が指定されていないことが確認できることから、いずれも申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間②の国民年金保険料の未納期間については、社会保険事務所（当時）において、平成9年1月29日に記録追加処理した際に発生した未納期間であり、当該記録追加処理時点では、申立期間②の保険

料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の主張から、国民年金の加入手続及び切替手続をしたと思われる母親は既に死亡し、申立人自身は国民年金への加入手続に直接関与していないため、具体的な加入状況が不明である上、申立人は、国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、具体的な納付状況が不明である。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から同年 9 月まで
A 市の B 社附属 C 学校を卒業後、B 社長の紹介で D 市の E 社に住み込みで勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、E 社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、元事業主の子息は、「当時は父親が開業していたが、既に死亡している上、関係資料も残っておらず、何も分からない。」と回答しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を記憶している元同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険の取扱いについては分からない。当時の事務担当者は既に死亡している。」と供述している上、申立期間当時に当該事業所に勤務していた従業員のうち、連絡の取れた一人は、「申立人に記憶は無い。当時の厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「当時は学生が 3 人、資格の無い者が二人から 3 人、F 業務の有資格者は私一人であった。」と供述し、当該事業所で厚生年金保険の加入記録のある一人は、「当時は 5 人から 6 人が勤務しており、全員が住み込みであった。また、本来業務以外に社長宅の雑用や夜の勤務も多く、昼も夜も無く働かせるので辞める人が多く、人の出入りが激しかった。」と供述しているところ、オンライン記録では、当該事業所は、昭和 44 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同日付けで 7 人が被保険者資格

を取得していることが確認できるが、同日以降の期間に被保険者資格を取得した者が確認できないことを踏まえると、当該事業所では、同日以降の期間に採用した職員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月頃から 38 年 5 月頃まで

申立期間について、年金事務所に記録照会したところ、厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答があった。

私は、昭和 33 年 4 月頃から 38 年 5 月頃まで A 事務所（現在は、B 事務所）が提供した労務者として C 基地内で働いていた。

また、毎年、夏季期間（4 月から 11 月まで）は、C 基地の D 施設で、E 業務者及びその家族をお客様として F、G 及び H 従事者等として働き、冬季期間（12 月から翌年の 3 月まで）は、同基地の I 施設で J 従事者等として働いており、その間は給与から厚生年金保険料を差し引かれていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する具体的な記憶及び元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が C 基地の D 施設及び I 施設で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 事務所は、「申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無い。」と回答している上、K 健康保険組合は、「申立人の申立期間に係る健康保険の資格を確認できる記録は無い。」と回答していることから、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚二人のうち、一人は既に死亡し、連絡の取れた一人は、「私自身は、昭和 33 年頃から 38 年頃まで C 基地内の

D施設でE業務者及びその家族のL従事者等として働いていたが、厚生年金保険には加入していなかった。申立人は、私が働いていた期間のうち、私より遅く勤務し、3年か4年くらい一緒に働いていた。申立人の職種はH従事者だった。申立人が厚生年金保険に加入していたかは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、A事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間頃に勤務していた元従業員20人に照会し、回答の得られた11人は、「申立人を知らない。」としており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を確認したが、被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無い。

その上、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年4月までの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

なお、A事務所が提供した労務者は、昭和23年12月1日の厚生省保険局長通達により、基本的には全て日本政府の直備使用人として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を有していたが、26年7月1日以降においては、雇用関係の切替えによって、M的業務に使用される者及び個人的に使用される者は、日本政府の直備使用人としての身分を喪失し、連合国軍が使用することとなった。これを契機に、厚生年金保険に係る被保険者資格の取扱いは、N事業等に使用される者は強制被保険者となり、O事業等に使用される者は強制被保険者とならない者に規定された。このため、申立人がD施設及びI施設に勤務していた期間については、厚生年金保険の強制被保険者に該当しなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。